

広島市市民後見人候補者の登録等に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 本要領は、社会福祉法人広島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が広島市からの委託を受け実施する市民後見人養成事業における市民後見人候補者の登録等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民後見人バンク 本会が広島市からの委託により実施する市民後見人養成研修を修了し、広島市市民後見人の養成等に関する検討委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第2条第2号により意見を聴取し選考した者を登録する機関（以下「バンク」という。）をいう。
- (2) 市民後見人バンク登録者 市民後見人バンクに登録された者（以下「バンク登録者」という。）をいう。

(管理)

第3条 バンクは、本会に設置するものとする。

(登録)

第4条 次の各号に掲げる基準を全て満たし、バンクへの登録を申請した者については、設置要綱第2条第2号により意見を聴取し、本会がバンク登録の可否を決定する。

- (1) 広島市に住所を有していること（かつ、実際に居住していること）。
- (2) 本会が広島市からの委託により実施する市民後見人養成研修を修了していること。
- (3) 市民後見人として活動する意欲があり、成年後見人・保佐人・補助人（以下「後見人等」という。）としての活動を安定的・継続的に実行できる健康状態や生活状態にあること。ただし、バンク登録者が、バンク登録後に第6条第2項の届を提出した場合はこの限りでない。
- (4) バンク登録後、市民後見人として活動しない期間に、本会が実施する日常生活自立支援事業の生活支援員又は法人後見事業の後見支援員として活動できること。ただし、バンク登録者が、バンク登録後に第6条第2項の届を提出した場合はこの限りでない。
- (5) 本会がバンク登録者に対して実施する各種研修に参加できること。
- (6) 現に後見人等、任意後見人として選任されていないこと。また、任意後見契約受任者となっていないこと。
- (7) 登録時に概ね70歳以下であること。
- (8) 民法第847条に定める後見人等の欠格事由に該当しないこと。

2 バンクへの登録を希望する者は、養成研修修了後、本会が定める期限までに広島市市民後見人バンク登録・更新申請書（様式第1-1号）、誓約書（様式第2号）、広島市市民後見人バンク登録者の個人情報使用に関する同意書（様式第3号）、広島市市民後見人バンク登録者確認票・更新票（様式第4号）を本会へ提出しなければならない。

(登録内容)

第5条 バンクへ登録する内容は、広島市市民後見人バンク登録者確認票・更新票（様式第4号）に記載されている項目のうち、次に掲げる項目とする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 年齢
- (4) 性別
- (5) その他必要と認められる事項

2 本会は、新たにバンクへの登録を行った者に対して、様式第1-2号によりその旨を通知する。

3 バンク登録者は、広島市市民後見人バンク登録者確認票・更新票（様式第4号）に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに本会に報告しなければならない。

4 第1項により登録した情報を適切に管理し活用するため、本会は広島市市民後見人バンク登録者名簿（様式第5号）（以下「登録者名簿」という。）を作成し、必要に応じて広島市に提出するものとする。

（バンク登録者の活動等）

第6条 バンク登録者は、市民後見人としての活動を行わない期間は、本会の指示するところにより、本会の実施する日常生活自立支援事業の生活支援員又は法人後見事業の後見支援員等、権利擁護に関する活動に従事するものとする。ただし、市民後見人として選任された場合でも、それを理由として直ちに生活支援員又は後見支援員の活動が終了するものではない。

2 前項の規定に関わらず、バンク登録者は、次に掲げる事項を申し出ることができる。この場合、バンク登録者は広島市市民後見人バンク申出書（様式第6号）を提出しなければならない。

(1) 市民後見人候補者として推薦されないこと。

(2) 本会の実施する日常生活自立支援事業の生活支援員又は法人後見事業の後見支援員として等、権利擁護に関する活動に従事しないこと。

3 本会は、前項の規定により申出書を提出した者に対して、様式第6-2号によりその旨を通知する。

4 バンク登録者は、本会がバンク登録者に対して実施する各種研修に参加するものとする。

5 バンク登録者は、本会から依頼があったときには、本会が広島市より委託を受けて実施する市民後見人養成事業及び本会が実施する権利擁護に関する事業への協力をするものとする。

（バンク登録者の禁止行為）

第7条 バンク登録者は、バンク登録期間中、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本会の関与なく、後見人等、任意後見人若しくは任意後見契約受任者となること。
- (2) 本会の許可なく、市民後見人の名称を使用すること。
- (3) その他本会が禁止行為に該当すると判断した行為をすること。

（登録期間）

第8条 登録者名簿への登録期間は、1期を2年とする。

2 前項の登録期間満了時に、第4条第1項に掲げる基準を全て満たす者は、登録期間の更新をすることができる。ただし、現に市民後見人として活動している者は、第4条第1項に掲げる基準を満たさない場合であっても、その活動が続いている間は登録期間を更新することができる。

3 バンク登録の次期更新を希望する者は、登録期間満了の1ヶ月前までに、本会に登録・更新申請書

(様式第1-1号)、広島市市民後見人バンク登録者確認票・更新票(様式第4号)を提出するものとする。

4 バンク登録の次期更新を希望した者から更新申請がされた場合、設置要綱第2条第2号により意見を聴取し、登録更新の可否を決定する。

5 本会は前3項により確認した情報に基づき、第5条第1項に規定する登録内容及び広島市市民後見人バンク登録者名簿(様式第5号)を更新し、様式第1-2号によりその旨を通知する。

(登録の休止・復帰)

第9条 バンク登録者は、やむを得ない事情によりバンク登録者としての活動等が一定期間不可能となるときには、速やかに市民後見人バンク活動休止・復帰届(様式第7号)により本会に届け出るものとする。再び受任が可能となったときも同様とする。

2 本会は、前項の規定により届を提出した者に対して、様式第7-2号によりその旨を通知する。

3 第2項前段の届け出があった場合は、バンク登録者が受任不可能として届け出た期間(以下、「休止期間」という。)は該当登録者を市民後見人候補者としての推薦の対象とせず、また、第6条に規定する活動を義務付けない。

4 休止期間の末日として届け出ることができる日は、次に掲げる日のうちいずれか早い日とする。

(1) 休止期間の初日から2年を超えない日でバンク登録者が希望する日

(2) バンク登録期間の末日

5 バンク登録者が連続して活動の休止ができるのは最大2回までとする。

(登録の抹消・削除)

第10条 バンク登録者が誓約書(様式第2号)の内容に違反したときは、本会は当該バンク登録者の登録を抹消することができる。

2 バンク登録者が登録を継続する意向のないことを確認したときは、本会は当該バンク登録者の登録を削除することができる。

3 バンク登録者が登録の辞退を希望する場合には、登録の辞退を希望する1か月前までに広島市市民後見人バンク登録辞退届(様式第8-1号)を提出することにより登録を削除することができる。

ただし、現に市民後見人として活動しているバンク登録者が、やむを得ない事情により登録の辞退をするときは、市民後見人の辞任届が家庭裁判所に受理された後に届を受理するものとする。

4 前3項に規定するほか、バンク登録者が市民後見人として活動することができない事由を本会が知った場合は、本会は当該バンク登録者の登録を抹消することができる。

5 本会は、バンクの登録内容を抹消し、又は削除した者に対して、様式第8-2号によりその旨を通知する。

(市民後見人候補者の推薦手続)

第11条 本会は、次に掲げるときに、広島市市民後見人の養成等に関する検討委員会を招集し、設置要綱第2条第3号及び第4号に関する意見を聴取する。

(1) 広島家庭裁判所から市民後見人候補者の推薦依頼があったとき

(2) 広島市から市民後見人候補者の推薦依頼があったとき

2 本会は、前項の規定により意見を聴取した結果、市民後見人候補者として推薦を検討することとした

バンク登録者に対し、市民後見人受任意向確認書（様式第9-1、9-2号）により受任の意向を確認する。その際は、個人情報に配慮しながら、当該事案に関する情報を提供するものとする。

3 市民後見人候補者として推薦することを打診されたバンク登録者は、様式第9-2号に併せて、次に掲げる書類を本会へ提出するものとする。

(1) 後見人等候補者事情説明書（様式第9-2号別紙）

(2) 破産者でないことの証明書

(3) 被後見人等でないことの証明書

4 本会は、前項の規定による確認の結果、受任の意向を示した者を市民後見人候補者として推薦するものとする。

5 前項の規定により受任の意向を回答した市民後見人候補者は、利益相反関係の判明、健康上の理由など特段の事情がない限り、推薦を辞退することはできない。

6 本会は前3項による結果を、市民後見人候補者の推薦について（報告）（様式第10号）により依頼機関に報告するものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めのない事項については、本会会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

《広島市市民後見人候補者の登録に関する取扱要領の概要》

- 1 「市民後見人バンク」は、養成研修を修了し、バンク登録を希望した者を登録する機関です。
バンク登録の申請をすることができる者の要件は第4条のとおりです。
- 2 バンク管理団体（市社協）は、「登録者名簿」を作成し、バンク登録者を管理します。
- 3 市社協は、市民後見人候補者の推薦依頼があった場合、①その事案を市民後見人が担うことができるか、②市民後見人候補者として誰を推薦するかを検討し、その検討結果を報告します。推薦の際は、「広島市市民後見人の養成等に関する検討委員会」において、学識経験者や関係団体の意見を聴取します。
- 4 バンク登録者の活動等は次のとおりです。
 - ① 市民後見人として活動しない期間は、原則として、市社協の「かけはし」や「こうけん」の支援員として活動を行う（1人2ケース程度担当することとし、週1回程度の活動をしてもらう。）。仕事の都合上それが難しい方は、市社協の指示により、権利擁護の普及啓発活動に従事する。
 - ※ バンク登録時の評価等で、「かけはし」や「こうけん」での単独活動が難しいと判断された方には、市社協職員とともにケースを担当し、権利擁護の活動に対する心構えを身につけてもらう。
 - ※ 市民後見人バンク登録者活動基準（内規）で詳しく記載しています。
 - ② 市社協が開催するフォローアップ研修に参加する。
 - ※ ただし、バンク登録者に家庭の事情等による申し出があった場合には、④市民後見人候補者として推薦されない、⑤「かけはし」「こうけん」の支援員としての活動を行わないことができます。
 - ⇒ バンク登録者には、最低限、市社協が開催するフォローアップ研修への参加を義務付けます
- 5 バンク登録の期間は1期2年とし、2年毎に更新をします。
- 6 バンク登録者は、申し出によりバンク登録者としての活動等を休止することができます。
ただし、バンク登録者が活動等を休止できるのは、最大2期（最長で4年）までとします。
 - ※ 4との関係上、バンク登録者の活動休止が必要となるのは、「バンク登録者がフォローアップ研修への参加も難しい場合」です。
- 7 バンク登録者は、申し出により、バンク登録の抹消を申請することができます。